

## 鳥取市環境アドバイザー派遣要綱

### （目的）

第1条 鳥取市内の小中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）に対して、脱炭素社会や循環型社会、生物多様性の形成等にかかる専門的知識、経験等に基づく講義を行う「鳥取市環境アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）を派遣することにより、次代を担う子どもたちの環境問題に対する関心や知識を深めることを目的とする。

### （職務）

第2条 アドバイザーは、学校の児童に対し、講義や体験学習の提供を行い、学校における環境教育の機会及び内容を充実させるものとする。その実施内容等については、当該学校等の希望に添うとともに、対象児童の学習状況等に十分配慮したものとする。

### （登録）

第3条 市長は、本制度に賛同する者で、環境に関する知識や経験を有しアドバイザーに相当と認められる者を登録する。

2 アドバイザーの登録の申請は、随時、「鳥取市環境アドバイザー」登録（変更）申請書（様式第1号）により、行うものとする。

3 市長は、前項の規定により申請があった場合は、これを審査し、適当であると認めるときは、「鳥取市環境アドバイザー」登録通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

### （変更等の届出）

第4条 アドバイザーは、登録事項を変更するときは、あらかじめその旨を市長に様式第1号により届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、登録事項の変更を行うものとする。

### （登録の取消し）

第5条 市長は、アドバイザーが次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

（1）虚偽の申出、その他不正の手段により、アドバイザーの登録を受けたとき。

（2）前条第1項の規定による届出を行わなかったとき。

（3）アドバイザーとしてふさわしくないと認められる行為があったとき。

（4）病気等により、アドバイザーとしての活動が困難と認められるとき。

（5）アドバイザーから「鳥取市環境アドバイザー」登録辞退届（様式第3号）の提出があったとき。

（6）前各号に掲げるもののほか、市長が登録の取消しを適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりアドバイザーの登録を取り消したときは、「鳥取市環境アドバイザー登録取消通知書（様式第4号）」により当該アドバイザーに通知する。

（任期）

第6条 アドバイザーの任期は1年間（年度途中で登録を決定した場合は、年度末まで）とする。ただし、任期満了の1月前までに本人からアドバイザーを辞する旨の申出がない場合は、アドバイザーの任期は1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

（派遣対象）

第7条 派遣対象となる学校は、次の各号に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- （1）鳥取市内に校舎を有するもの。
- （2）本制度の趣旨に沿ったもので、政治、宗教、営利を目的としないもの。

2 アドバイザーの派遣は、1学校当たり1年度内に1回までとする。

（派遣手続）

第8条 アドバイザーの派遣を希望する学校は、原則として派遣希望日の1ヶ月前までに「鳥取市環境アドバイザー」派遣申込書（様式第5号）により、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、その内容を確認し、当該申込みを受けた日から14日以内に当該申込みをした学校にアドバイザーの派遣の可否を通知（様式第6号）するものとする。

3 市長は、前項の規定により派遣決定通知を学校に送付した場合には、その旨をアドバイザーに通知（様式第7号）するものとする。

4 アドバイザーは、派遣実施にあたって材料の購入が必要となる場合、別途市と相談するものとする。

（実施報告）

第9条 アドバイザーの派遣を受けて環境教育を実施した学校は、「鳥取市環境アドバイザー」派遣実施報告書（様式第8号）により、当該講義等を実施した日から14日以内又は当該講義等を実施した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に報告するものとする。

（謝金）

第10条 市長は、前条の実施報告書を受領したのち、速やかに内容を確認し、適正と判断された場合は、予算の範囲内において、アドバイザー一人又は1団体につき、1回の派遣に対し、7,000円の謝金を支払うものとする。ただし、アドバイザーが「鳥取市環境アドバイザー」派遣謝金辞退届（様式第9号）により謝金を辞退した場合は、この限りではない。

(守秘義務)

第 1 1 条 アドバイザーは、本要綱に基づき実施した内容等について、公に公表されている事項を除き、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第 1 2 条 本要綱に関する事務は、生活環境課において行う。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 4 日から施行する。